

## 鳥取県地域自立支援協議会委員及び専門部会別構成(R5. 8. 18以降)

【委員】 ※「◎」は部会長

	圏域	氏名	所属・職	部会				
				相談	就労	地域移行	権利擁護	医ケア
1	西部	廣江 仁 (座長)	社会福祉法人養和会理事長		○	○		
2	東部	尾崎 真紀	特定非営利活動法人みんなの家 (精神保健福祉士)		◎	○		
3	西部	植村 ゆかり	鳥取県手をつなぐ育成会副会長	○			◎	
4	中部	町田 貴子	鳥取県精神障害者家族会連合会 (北栄町精神障がい者家族会 会長)		○	○		
5	中部	今西 賀子	倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい (主任相談支援専門員)		○		○	
6	東部	乾 和子 (副座長)	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会 理事長		○	○		
7	西部	市川 正明	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会 会長		○		○	
8	東部	長谷川 麻野	鳥取市基幹相談支援センター相談支援専門員	○			○	◎
9	東部	保木本 悠二	社会医療法人明和会医療福祉センター 相談支援センター サマーハウス 副主任ソーシャルワーカー	○		◎		○
10	中部	河本 和幸	中部障がい者地域生活支援センター相談支援専門員	◎		○	○	
11	西部	椿 圭子	社会福祉法人あしーど 障害者生活支援センターすてっぷ(所長 相談 支援専門員)	○				○
12	東部	前岡 和憲	鳥取市障がい福祉課自立支援係長	○	○			
13	東部4町	中島 理恵	岩美町健康福祉課 地域福祉係長	○		○		○
14	中部	黒田 昌典	倉吉市福祉課係長	○			○	○
15	西部	橋本 剛	米子市障がい者支援課 担当課長補佐	○			○	○

## 令和 5 年度の各専門部会の実施状況について

令和 5 年 1 1 月 2 4 日  
障 がい 福 祉 課

- 本県では、平成 2 9 年度の本協議会全体会で専門部会設置に向けた議論を行い、平成 3 0 年度に相談支援体制部会、医療的ケアを要する障がい児者支援部会、人材育成部会、就労支援部会及び地域移行支援部会を設置。人材育成部会は、令和 3 年度に終了（人材育成ビジョン等は、相談支援体制部会に引継ぎ）し、令和 4 年度から新たに権利擁護部会を設置。
- 相談体制（人材育成含む）、医療的ケア児者、就労、地域移行、権利擁護の各分野に焦点を置き、近年複雑化・多様化する諸課題等に対応すべく議論・検討を重ねている。

## ■令和 5 年度の各専門部会の開催状況（前回開催の 7 月 7 日以降に開催された専門部会）

## 【相談支援体制部会】

○令和 5 年度第 1 回（開催日：令和 5 年 7 月 1 9 日）

&lt; 議事 &gt;

## (1) 相談支援専門員の質の向上策及び確保策

- 鳥取県障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業における、配置相談支援専門員が担当する相談件数について、件数を要件化するのではなく、一定の目安を示してはどうかとの意見があった。また、現行の補助要件である勤務形態の「常勤・専従」について、次年度予算において、兼務を認めるか否かを検討していくこととした。
- ・ 各圏域から相談支援の質の向上に向けての取組が報告された。鳥取市では、委託の相談支援事業所が地域の課題や困難事例に取り組みやすいよう、基幹相談支援センターが間に入って、委託事業所から指定事業所へ計画相談の移行の調整を行っている取組が報告された。

## (2) 主任相談支援専門員のネットワーク

- 主任相談支援専門員の全県的なネットワーク体制として、既存の基幹相談支援センター連絡会を活用し、主任相談支援専門員にも参加いただき、全県的な情報共有等の場を設置することについて、事務局から提案があり、今後、各基幹相談支援センターが持ち回りで実施していくこととした。

## (3) 各市町村の地域生活支援拠点の状況等

- 各市町村の地域生活支援拠点の取組状況（市町村へのアンケート結果）について事務局から報告があった。地域生活支援拠点は整備されているが、機能は十分に活用されていない現状があることから、地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運営状況の検証及び検討の手引き（日本社会福祉事業大学作成）を活用し、市町村の現在の取組を評価し、不足している部分等について検討していく必要があるとの意見があった。

## 【就労支援部会】

○令和 5 年度第 1 回（令和 5 年 7 月 2 5 日開催）

&lt; 議事 &gt;

## (1) 一般就労移行の状況及び就労移行支援事業所の状況

- 令和 4 年度の一般就労移行の状況について、事務局から説明を行った。委員、オブザーバーから移行実績だけでなく、全国的な傾向との差異や要因等を分析し具体的な取組に繋げる必要がある、また、市町村が B 型利用者の新規利用にあたって、就労移行业務所の選択肢も積極的に紹介すべきとの意見があった。

## (2) 就労継続支援 A 型事業所のスコアについて

- 令和 4 年度と令和 5 年度の各事業所のスコアを比較し、スコア改善等の状況について、事務局から説明を行うとともに、部会長より令和 4 年 1 2 月から開始した A 型事業所協議会の活動の状況等について報告があった。委員、オブザーバーからスコアを公表していない事業所があるため公表義務の周知を、またホームページでの公表だけでなく、市町村を含めた地域で公表していく仕組みを検討する必要があるとの意見があった。

## (3) 就労継続支援 B 型事業所の総量規制に係る評価指標等

- 就労継続支援 B 型事業所の新設、増設の計画に対し、市町村が作成する意見書に活用するための評価指標案（評価項目、評価基準等）が事務局から示された。委員、オブザーバーから、事務局案に対し多数

の意見があり、またこの部会のみで終結するのではなく、更に意見を聴取する必要があるとの意見があった。今後、更に書面による意見聴取を行うとともに、それら意見等を踏まえながら、再度、評価指標案を検討することとなった。

## 【就労支援部会】

○令和5年度第2回（令和5年10月6日開催）

< 議事 >

（1）就労継続支援B型事業所の総量規制に係る評価指標等について

→ 前回部会及び書面により聴取した意見を踏まえた評価指標案が事務局から示された。委員からは、職員の離職率の設定等の意見があり、今回部会でいただいた意見を踏まえ再度修正、確認いただいた上で、評価指標の運用を開始する（市町村等への通知）ことで同意された。

（2）就労選択支援について

→ 令和7年度から本格実施される就労選択支援事業所について、現行の国から示された制度及び議論の進め方について、事務局より説明を行った。本格実施に向け、事業所や支援機関等動がどのような動きをとるべきか、アセスメントの方法にある程度の統一性を持たせる等を議論する場を作る必要があると、事務局から提案した。

## 鳥取県障がい者プランの改定について

令和5年1月24日 障がい福祉課

- 前回（7/7）の協議会において、障がい(児)福祉計画の成果目標の方向性について議論いただき、以下のとおり整理。
- ・成果目標について、基本的には国が示す基本指針に沿った目標設定とすること
  - ・「入所施設の地域生活への移行者数」及び「精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数」は別途、設定方法等を検討。（詳細については資料4）
- 以上を踏まえ今回、資料3・4のとおり整理を行ったので、この内容で成果目標を設定することについて議論いただきたい。
- また、障がい者計画については、先週（11/17）開催された障害者施策推進協議会において、資料6の改定案に沿って議論いただいたところ。地域自立支援協議会において更にご意見があれば、策定の参考とさせていただくため併せて伺いたい。

## 1 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標（案）等

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国基本指針による目標》

- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から**5(1.6%)以上を削減** ⇒ **国指針に基づき設定**

※R4年度末施設入所者数 926人、※( )内数値は現行計画における数値（以下同様）

項目	第7期目標案 (R6～8累計)	【参考】第6期(R3～5累計)	
		目標	実績(R4年度末)
施設入所者削減見込数	47人以上 (926人×5%)	16人以上	35人

《国基本指針による目標》

- ・**地域移行者数**：令和4年度末時点の施設入所者の**6(6%)以上**を地域生活へ移行

※R4年度末施設入所者数 926人、※( )内数値は現行計画における数値（以下同様）

項目	第7期目標案(R6～8累計) ※国指針による設定値	【参考】第6期(R3～5累計)	
		目標	実績(R4年度末)
地域生活への移行者数	56人以上 (926人×6%)	59人以上	8人

⇒ **地域移行者数については以下のとおり、県独自に目標設定（資料4を参照）**

第7期目標案(R6～8累計)
<b>21人以上</b>

&lt; 県独自設定の考え方（詳細は資料4参照） &gt;

これまでの実績をベースに、地域移行に向けた具体的取組を推進する事業の実施による移行者数増を加味。

12人(第6期計画実績) + 9人(年間3人(各圏域1人)×3年間) = 21人

## (2) 精神障害にも対応した地域の受け皿づくり（国基本指針に基づき設定）

- 精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数（資料4を参照）

《国基本指針による目標》精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数**325.3(316)日以上**を基本

※H30実績は、次の研究による。令和2年度～令和3年度厚生労働行政推進調査事業（障害者政策総合研究事業）「持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究」（令和4年3月31日公開資料）

項目	第7期目標案 (R8年度)	【参考】第6期	
		目標(R5年度)	H30年度実績
精神障がい者の精神病棟からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	<b>325.3 日以上</b>	316 日以上	<u>319 日</u>

○在院期間 1 年以上の長期在院者数

《国基本指針による目標》令和 8 年度末時点の在院機関 1 年以上の長期在院者数を算定式に基づき算定した人数

項目	第 7 期目標案 (R8 年度)	【参考】第 6 期	
		目標(R5 年度末)	実績(R4 年度末)
在院期間 1 年以上の長期入院者数(65 歳未満)	248 人以下	223 人以下	252 人
在院期間 1 年以上の長期入院者数(65 歳以上)	393 人以下	520 人以下	548 人

○入院後一定期間時点での退院率

《国基本指針による目標》・3ヶ月時点 **68.9(69)%以上**、・6ヶ月時点 **84.5(86)%以上**、・1年時点 **91.0(92.0)%以上**

※H30 実績は、次の研究による。令和 2 年度～令和 3 年度厚生労働行政推進調査事業（障害者政策総合研究事業）「持続可能で良質かつ適切な精神医療とモニタリング体制の確保に関する研究」（令和 4 年 3 月 31 日公開資料）

項目	第 7 期目標案 (R8 年度)	【参考】第 6 期	
		目標(R5 年度)	H30 末実績
入院後 3 ヶ月時点の退院率	68.9%	69%	62.9%
入院後 6 ヶ月時点の退院率	84.5%	86%	78.3%
入院後 1 年時点の退院率	91.0%	92%	86.8%

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（国基本指針に基づき設定。目標値等は市町村数値の積上げ。）

《国基本指針による目標》

- ・各市町村(共同設置可)に地域生活支援拠点を整備し、コーディネーターの配置等により支援体制の構築に努め、年 1 回以上の運用状況の検証を実施
- ・(新) 強度行動障がい者の支援体制の充実を図るため、令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

※目標値は市町村の数値の積上げ。数値は精査中

項目	第 7 期目標案			【参考】第 6 期
	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R4 年度実績
検証及び検討を行う市町村数	●市町村	●市町村	●市町村	15 市町村
検証及び検討の回数	●回	●回	●回	37 回
コーディネーターの配置人数	●人	●人	●人	—

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（国基本指針に基づき設定）

《国基本指針による目標》

○就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者

- ・令和 3 年度実績の **1.28(1.27)倍以上**

(内訳)：就労移行支援 **1.31(1.30)倍**、就労継続 A 型 **1.29(1.26)倍**、就労継続 B 型 **1.28(1.23)倍**

○(新)就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を、就労移行支援事業所の 5 割以上

○(変)就労定着支援事業の利用者数を、令和 3 年度末実績の 1.41 倍

○(変)令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上

項目	第 7 期目標案 (R8 年度)	【参考】第 6 期	
		目標(R5 年度末)	実績(R3 年度末)
福祉施設等から一般就労への移行	90 人(1.28 倍)	92 人(1.27 倍)	70 人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	29 人(1.31 倍)	19 人(1.30 倍)	22 人
就労継続支援 A 型事業所からの一般就労移行者数	19 人(1.29 倍)	9 人(1.26 倍)	15 人

就労継続支援 B 型事業所からの一般就労移行者数	42 人(1.28 倍)	64 人(1.23 倍)	33 人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合	50%以上	—	—
就労定着支援事業の利用者数	13 人	—	9 人
就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	—	—

《その他の目標》(第 6 期と同様、以下のとおり設定)

- 就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数
  - ・福祉施設から一般就労への移行者数と同様(令和 3 年度実績の 1.28(1.27)倍以上) ※第 6 期と同様
- 障がい者に対する職業訓練の受講者数
  - ・一般就労者目標値の 1 割(90 人×0.1) ※第 6 期と同様
- 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
  - ・R4 年度実績(17 人)の 1.5 倍 ※第 6 期と同様
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
  - ・R4 年度実績(16 人)の 1.5 倍 ※第 6 期と同様
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数
  - ・R4 年度実績(17 人)の 1.5 倍 ※第 6 期と同様

項目	第 7 期目標案 (R8 年度)	【参考】第 6 期	
		目標(R5 年度末)	実績(R4 年度末)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	90 人	92 人	62 人
障がい者に対する職業訓練の受講者数	9 人	10 人	0 人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	26 人	51 人	17 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	24 人	72 人	16 人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	26 人	51 人	17 人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(国基本指針に基づき設定)

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

《国基本指針による目標》

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一箇所以上の設置(圏域設置可)。
- ・(新)児童発達支援センター未設置の市町村は、障害福祉部局等が中心となり、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域で整備。
- ・(変)児童発達支援センターや地域の障害児通所事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村でインクルージョンを推進する体制を構築。

項目	第 3 期目標案 (R 8 年度末)	【参考】第 2 期	
		目標(R5 年度末)	実績(R4 年度末)
児童発達支援センターの設置若しくは市町村における同等の支援体制の整備	19 市町村	7 市町村	4 市町村
児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所を活用したインクルージョンを推進する体制の整備	19 市町村	8 市町村	8 市町村

- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

《国基本指針による目標》

- ・(変)各都道府県が難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築
- ・(新)「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(令和 4 年 2 月)に基づき、難聴児の早期発見・早期療育を総

合的に推進するための計画を策定

項目	第3期目標案 (R8年度末)	【参考】第2期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備	1か所	1か所	1か所

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

《国基本指針による目標》主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを、各市町村に一箇所以上の設置（圏域設置可） ※前回と変更なし

項目	第3期目標案 (R8年度末)	【参考】第2期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	7か所	7か所	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	7か所	7か所	4か所

○医療的ケア児等支援センターの設置、医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

《国基本指針による目標》

- ・(新)都道府県に医療的ケア児支援センターを設置し医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置
- ・都道府県及び各市町村において、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

項目	第3期目標案 (R8年度末)	【参考】第2期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
医療的ケア児等支援センターの設置	1か所	—	1か所
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	6か所	5か所	県、鳥取市、東部4町、岩美町、中部、西部
コーディネーターの配置市町村数	19市町村	19市町村	15市町村
コーディネーターの養成人数	205人	120人	138人

○(新)障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

《国基本指針による目標》

- ・(新)障害児入所施設に入所している児童が18歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、各都道府県及び政令市において、移行調整に係る協議の場を設置

項目	第3期目標案 (R8年度末)	【参考】第2期	
		目標(R5年度末)	実績(R4年度末)
障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	移行調整の難航が予想されるケースについては、県が移行調整の責任主体として個別のケースごとに市町村や障害児入所施設、成人サービス関係者等の関係機関による協議の場を設置し、それぞれが連携・協力して移行調整を行い、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できる体制を構築します。	—	—

(6) 相談支援体制の充実・強化等 (国基本指針に基づき設定)

《国基本指針による目標》

- ・(新)各市町村に基幹相談支援センターを設置(共同設置可)。個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うと

もに、取組を行うための協議会体制を確保。

項目	第7期目標案(R8年度末)	R4末実績
相談支援体制の充実・強化等	各市町村（複数市町村による共同設置含む）において1か所以上基幹相談支援センターを設置するよう支援します。	鳥取市、中部1市4町、米子市

**(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築（国基本指針に基づき設定）**

《国基本指針による目標》障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

項目	第7期目標案(R8年度末)	【参考】第6期目標(R5年度末)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス事業者や自治体における研修体制の充実やサービス提供実態の把握に努め、サービスの適切な提供、よりよいサービス提供に資する情報発信等、市町村等とも連携して障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する	障害福祉サービス事業者や自治体における研修体制の充実やサービス提供実態の把握に努め、サービスの適切な提供、よりよいサービス提供に資する情報発信等、市町村等とも連携して障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する
指導監査結果の関係市町村との共有	関係市町村に対して、県が実施する指導監査の結果を年1回以上共有	関係市町村に対して、県が実施する指導監査の結果を年1回以上共有



## 2 障がい者プラン（障がい者計画）の見直し概要

### (1) 基本理念：「共に生きる社会の構築」（現行と大きな変更なし）

障がい者プランは、障害福祉サービスだけでなく、医療、情報アクセス支援、教育、スポーツ・文化芸術、防災・防犯対策、雇用・就業など、幅広い分野において、障がい児者が地域で自立した生活を送るための支援をするとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人々が等しく地域社会で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会を実現するため、鳥取県が取り組むべき計画的かつ総合的な計画とする。

### (2) 基本目標：「共に生きる地域社会の構築」の実現に向けて、次の3つを基本目標とする。（現行と大きな変更なし）

#### ○ 地域で安心して暮らす

⇒「地域における在宅サービスなどの障害福祉サービス及び相談支援体制の整備」、「地域生活を支えるための地域包括ケアシステムの構築」、「重度障がい児者の地域生活を支える環境の整備」、「サービス提供者等の人材確保及びサービスの質の向上」、「親亡き後を見据えたグループホーム等の整備及び成年後見の充実」、「バリアフリー化の推進」、「障がい児者が安心して暮らせる防災対策及び防犯対策の推進」等

#### ○ 地域で学び、働き、社会参加を促進する

⇒「全ての障がい児者の情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実」、「手話言語条例に基づく施策の推進と手話の魅力発信」、「インクルーシブ教育の推進等」、「障がい者雇用の推進」、「福祉的就労の底上げ及び一般就労への移行促進」、「障がいの有無や特性に関わらず文化芸術・スポーツ活動に共に参加できる環境整備」等

#### ○ 共に暮らす社会への実現

⇒「あいサポート運動の更なる普及に向けた機運醸成」、「障がいを理由とする差別の解消及び虐待防止及び権利擁護の推進」、「合理的配慮の普及啓発の促進」、「社会的障壁の除去に対する支援」等

### (3) プランへ総合的・横断的に反映する内容

プランには、国の第5次障害者基本計画（令和5年3月改定）の内容、障害者権利条約に基づく国連勧告内容（令和4年9月）、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛づくり推進条例（令和5年1月制定）に基づく理念等を踏まえ、以下の点について各分野に共通する横断的な視点として盛り込む。

項目	内容
障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援	・障がい者やその「家族等の意見を聴きながら、施策を検討
当事者本位の総合的な支援	・関係機関が連携した、当事者本位の総合的計画的な施策の実施
障害特性等に配慮した支援	・障がい者の特性や状態等、個別的なニーズを踏まえた施策の実施
障がいを理由とする差別の解消	・民間事業者に対する合理的配慮の義務化(R6.4)を踏まえた事業者への意識啓発、必要な措置、取組の実施 ・あらゆる活動分野における、全ての障がい者に対する合理的配慮の提供の確保
(新)障害者の権利に関する条約に基づく国連勧告への対応	・障害者権利条約に基づく日本に対する国連勧告について、国全体の動向や対応等を踏まえながら、必要な取組の速やかな実施
(新)障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進	・複合的に困難な状況に置かれた障がいのある女性、子ども、高齢者に対する、きめ細かい配慮を念頭に置いた施策の策定、実施
バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上	・ICT技術の活用による、意思疎通、意思決定支援等におけるアクセシビリティの向上 ・デジタル共生社会の実現に向けたアクセシビリティ環境整備の促進 ・障がいの状況等によりICT機器を利用できない方に対する配慮
(新)持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現	・SDGs実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則も踏まえた、関係者が一体となり取り組む共生社会の実現に向けた取組の推進
(新)新たな生活様式への対応	・感染症拡大によりコミュニケーション方法の制約が生じた場合における情報取得等に対する対応・配慮 ・非常時において、障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意した取組の実施
(新)緊急時における対応	・緊急時に提供される避難所や仮設住宅の確保

	・緊急時に、全ての障がい者が利用しやすい機器を含むさまざまな手段で必要な情報が得られる体制の確保
総合的かつ計画的な取組の推進	・効果的、効率的な施策推進、総合的な施策の展開 ・PDCAサイクル等を通じた施策の進捗状況の点検の充実による、継続的で実効性のある取組の推進
(新)鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づく取組の推進	・「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」(R5.1.1 制定)の理念に基づき、援助を行う者、援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくりのための取組の推進

(4) 分野別施策の基本的方向に関する主な改正内容(障がい者計画部分)

- 上記の総合的・横断的に反映する内容に加え、主に R3 以降の社会情勢、法令改正の動向を踏まえた県の取組の他、今後県として取り組んでいく方向性について、各分野別施策における主な改正内容は以下のとおり。
- なお、各分野別施策の取組について、従前から取り組んでいるものは引き続きプランに位置づけ、必要な修正等を行う。
- また、これまで障がい者計画とは別に作成していた、「工賃3倍計画」及び「障がい者アート計画」について、それぞれ「6雇用・就業等」、「8文化・芸術等」の項目へ盛り込み、プランに一元化する。

項目	主な新規記載内容等
1. 生活支援	<p>(1) 相談支援体制の充実・強化等(資料4 7P～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスにつながっていない障がい者のサービス利用につなげるため、市町村が行う障がい福祉制度等の情報発信の取組を支援</li> <li>○ 障害者相談員の地域での相談活動継続に向けた市町村への働きかけ等の実施</li> </ul> <p>(2) 在宅サービス等の充実(資料4 9P～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安心サポートファイルの全県にわたる普及促進と親亡き後のサポート体制の構築</li> </ul> <p>(3) 障がい児支援の充実(資料4 11P～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児入所施設からの円滑な移行調整スキームの構築(県主導の協議の場の設置等による支援体制の整備の検討)</li> <li>○ サポートセンター「きき」を核とした難聴児の相談支援等、きこえない・きこえにくい子ども等への切れ目ない支援体制の構築</li> <li>○ 児童発達支援センターの地域支援の充実による、同センターが行うスーパーバイズ・コンサルテーション等による地域の障害児支援の質の底上げや、障がい児の地域社会への参加・包容の推進</li> </ul> <p>(4) 重度障がい児者(強度行動障がい児者、医療的ケア児者)の支援強化(資料4 13P～)</p> <p>重度障がい児者が地域で安心して暮らすことができる取組の実施(強度行動障がい児者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受け皿確保の取組の促進(グループホーム等で強度行動障がい者を受け入れるために必要な突起物撤去や窓補強等の整備に対する支援)</li> <li>○ 適切なサービス利用につなげる体験利用の促進(サービス利用に当たり、丁寧な環境調整が必要な強度行動障がい者のサービス体験利用に対する支援)</li> <li>○ 在宅強度行動障がい者への支援の促進(安定的なサービス利用ができていない在宅強度行動障がい者を支援するため、関係者による支援体制の構築)</li> </ul> <p>(医療的ケア児者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移手段への支援(医療的ケア児の医療機関等への移動に関する保護者の身体的、経済的負担軽減のため、看護師派遣等の経費を支援)</li> <li>○ 在宅医療的ケア児支援体制強化(医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの充実を実施)</li> <li>○ 医療的ケア児支援センターを核とした地域生活支援(センターを核とした相談支援体制構築)</li> </ul>

	<p>築、コーディネーターや関係機関等と連携した地域生活の支援の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療的ケアを要する者の地域生活支援（看護職員を配置する生活介護事業所やグループホーム等を支援し、医療的ケアを要する者が日中サービス利用しながら地域生活を送る環境づくりを促進）</li> <li>(5) サービスの質の向上等</li> <li>(6) 人材の育成・確保（資料4 15P～） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材の質の向上や目指すべき方向性を示した「鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン」をもとにした、研修等の人材育成の計画的な実施</li> <li>○ 強度行動障がいの地域における中核的な支援人材を確保するための研修実施</li> </ul> </li> <li>(7) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成（資料4 16P）</li> </ul>
2. 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健・医療の充実等</li> <li>(2) 精神保健・医療の提供等（資料4 18P～） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域移行を目指す精神障がい者に対する多職種、多機関が連携して支援する取組の全県的な展開（精神障がい者が地域生活を送る上で必要な、一人暮らしに向けた医療・生活上の悩み事相談、ピアサポーターによる支援、住宅確保支援等の支援を実施）</li> </ul> </li> <li>(3) 人材の養成・確保</li> <li>(4) 難病に関する施策の推進</li> <li>(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療</li> </ul>
3. 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災対策の推進、感染症等への備え（資料4 23P～） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村における個別避難計画の努力義務化に伴う、個別避難計画作成の支援による計画策定の促進</li> <li>○ 医療的ケアを要する方の避難に係る対応力の向上</li> <li>○ 新型コロナウイルスへの対応の教訓を踏まえた、新たな感染症に対応する体制準備</li> </ul> </li> <li>(2) 防犯対策の推進</li> <li>(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</li> </ul>
4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実（資料4 26P～） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICT相談窓口を中心としたICT機器利用等に関する支援体制の充実、情報支援機器等を活用した情報アクセシビリティの向上</li> </ul> </li> <li>(2) 情報提供の充実</li> <li>(3) 意思疎通支援の充実</li> <li>(4) 行政情報の配慮</li> <li>(5) 手話言語条例に基づく施策の展開（資料4 29P～） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェス等の取組を通じた手話言語に関する情報発信</li> <li>○ 遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じた新しい手話言語によるコミュニケーション環境の創出</li> </ul> </li> </ul>
5. 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の確保</li> <li>(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進</li> <li>(3) 公共施設等のバリアフリー化の推進（資料4 31P～） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設整備や運営、サービスに関し、利用者、専門家の立場から助言をするUDアドバイザーの登録者数を増加させるため、養成講習会の受講と登録の働きかけを実施</li> </ul> </li> <li>(4) 福祉のまちづくりの推進</li> </ul>
6. 雇用・就業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障がい者雇用の促進（資料4 33P～） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックや障がい者雇用の取組事例紹介動画等により、企業に対し障がい者雇用に関するノウハウの提供を実施</li> <li>○ 障がい者雇用の法定雇用率を達成していない企業に対し、個別に伴走型支援を実施</li> </ul> </li> <li>(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進</li> <li>(3) 総合的な就労支援</li> </ul>

	<p>(4) 障がいの特性に応じた就労支援</p> <p>(5) 工賃向上に向けた取組 ※別途、検討会で検討中</p> <p>(6) 年金・手当等</p>
7. 教育、スポーツ	<p>(1) 教育（資料4 38P～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別な支援を要する幼児児童の教育ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備、合理的配慮の提供、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みの構築</li> <li>○ 全ての教職員における特別支援教育に関する指導の充実を実施</li> </ul> <p>(2) スポーツ等の推進（資料4 40P～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パリパラリンピックや2025 東京デフリンピック等を見据えた、県内障がい者アスリートの有望選手や団体の、トレーニング、合宿、大会への参加等への支援を実施</li> <li>○ 2025 東京デフリンピック大会の認知度向上、普及啓発に向けた取組の実施</li> </ul>
8. 文化・芸術	※別途、検討会で検討中
9. 差別の解消及び権利擁護の推進	<p>(1) 障がいを理由とする差別解消の推進（資料4 41P～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者への合理的配慮の提供の義務化に伴い、合理的配慮についての理解を進めるための広報、啓発活動等の一層の推進</li> </ul> <p>(2) 障がい者虐待防止の促進</p> <p>(3) 権利擁護の推進（資料4 43P～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域自立支援協議会（権利擁護部会）における課題解決に向けた横断的な議論の実施</li> </ul> <p>(4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等</p>
10. あいサポート運動の推進等	<p>(1) あいサポート運動の推進（資料4 44P）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ あいサポート運動 15周年を契機とした、あいサポーター研修資材の刷新等による県民に対するあいサポート運動の周知広報の一層の推進</li> </ul> <p>(2) 障がい及び障がい者理解の促進（資料4 45P）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘルプマークの普及のため、各種研修会やイベント開催日等、機会を捉えてチラシを幅広く配布等を実施</li> <li>○ UD アドバイザー登録者数の増加と UD アドバイザー制度の利用促進</li> </ul> <p>(3) ボランティア活動等の推進</p>

## 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における地域移行者数の成果目標設定について（案）

- 障がい福祉計画等の成果目標値等のうち、「地域生活への移行者数」の設定については、国基本指針で示す設定による目標値が県の実態と乖離していることを踏まえ、第7期障がい福祉計画における設定は、鳥取県地域自立支援協議会での議論において、以下の方針で設定することで合意。

- ・ **国基本指針による成果目標値等の設定を基本としながらも、県独自で設定**
  - ・ 設定方法は、過去の実績に対し一定の伸び率を乗じる等、**現実的に達成可能な数値を算出**
  - ・ 障がい福祉計画には、独自設定数値と併せ国基本指針による算定値を併記
- ※ なお国基本指針等に関しては、成果目標は実績や地域の実情を踏まえて設定することが適当とされ、国基本指針により設定する目標値では達成が明らかに困難である場合、これを下回る値を設定することは、否定されていない。

《参考：国基本指針による地域移行者数》令和4年度末時点の施設入所者(926人)の**6%以上**を地域生活へ移行

項目	国基本指針による第7期目標算定値(R6～8累計)	【参考】第6期(R3～5累計)	
		目標	実績(R4年度末)
地域生活への移行者数	56人以上 (926人×6%)	59人以上	8人

- 上記方針を踏まえ、第7期障がい福祉計画における「地域生活への移行者数」の設定について以下の2視点で検討。

◆視点1：各入所施設に対し、R5.4.1～9.30の実績、及び現時点、地域移行に向け具体調整を行っている者を調査。

<調査結果>

- ・ R5.4.1～9.30に地域移行した者数：2名
- ・ R5.10時点で移行に向けた具体的調整を行っている者数：4名  
※調査によると、施設側は本人家族の意向を伺った上で、移行の希望があれば対応している状況

⇒ 上記から、今年度中に現在調整中の方の半数が移行できたと仮定すると、第6期(R3～5)の移行実績は 12名 (R3:4名、R4:4名、R5:4名)

◆視点2

- ・ 第5期(11名)と第6期(12名)の実績伸び率：約1.1倍  
⇒第7期の数値が第5期→第6期と同じ伸び率で推移したと仮定した場合、12名×1.1=14名

## 【方向性】

- 本人、家族から希望があった場合の対応では、第5、6期の実績では年間で概ね4名程度(3年計画で12名程度)。
- さらに地域移行を促進していくためには、地域移行が可能と判断する方・希望する方に対し、本人と家族の意思確認を前提として能動的に移行を動機づけていくこと等が必要。
- こうした取組を新たに進めていく前提で、**現状の実績に更に年間3名(各圏域1名)を加えたもの以上を成果目標**としてはどうか。(各施設20施設が計画期間に1名以上移行できたと仮定した場合、20名)

- ・ **第6実績：12名 + 9名(年間3名(各圏域1名)×3年) = 21名以上**  
(前期計画の伸び率：1.7) (21/12)

※市町村は、それぞれの実情に応じて目標値を設定。目安としては前期計画実績の1.7の伸び率。  
県と市町村計画における目標値の整合について、市町村の目標値の合算が21名以上であればよい整理。

## 精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数の目標設定について

- 精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、前回協議会において、「H30年度実績が「325日」であることから、R8年度目標値は「325.3日以上」より高い数値を設定すべきではないか」とのご意見をいただいたところ。

※前回協議会資料の該当箇所（抜粋）

(2) 精神障害にも対応した地域の受け皿づくり

- 精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数

項目	第7期目標案 (R8年度)	【参考】第6期	
		目標 (R5年度)	H30年度実績
精神障がい者の精神病棟からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	<b>325.3 日以上</b>	316 日以上	325 日

- これについて前回協議会後に、平均生活日数の実績等について改めて国に確認したところ、県実績については、全病床ベースの「325日」ではなく、精神病床ベースの「319日」でみるのが適切であることが判明。

\* 国の目標値：地域平均生活日数（**全病床**）で上位10%の都道府県が達成している値 → **325.3日**（下表①）

\* 鳥取県のH30年度実績：地域平均生活日数（**全病床**）／国からの本通知 → **319日**（下表②）

地域平均生活日数（**精神病床**）／国からの仮通知 → 325日（下表③）

< H30年度の実績 >

	都道府県名	地域平均生活日数		退院年度
		精神病床	全病床	
1	東京都	332.8	328.0	2018
2	宮城県	330.8	327.3	2018
3	神奈川県	330.4	325.5	2018
4	滋賀県	329.8	<b>325.3...①</b>	2018
5	千葉県	329.9	325.1	2018
	⋮			
21	鳥取県	325.1...③	<b>319.0...②</b>	2018

- 以上より、近年の県実績は下表のとおり未だ目標値（325.3 日以上）を達成していない状況。よって、現時点においては目標値の考え方を修正せず、引き続き当該目標の達成に向けて取組を推進する方向としたい。

< 鳥取県の実績 >

年度	H27	H28	H29	H30	H31	(5年平均)
地域平均生活日数 (全病床)	320.0	321.9	315.5	319.0	319.2	319.1

## 障がい者プラン（障がい(児)福祉計画）新旧対照

※赤字（下線部）が今回修正箇所。

青字は今後修正予定で、現在精査中（市町村のサービス見込量。工賃、障がい者アート、手話関係の目標値は別途検討会で審議中）。

改正後	改正前
<p>Ⅶ 計画の数値目標・見込量等</p> <p>1 障害福祉サービス等の目標・見込量</p> <p>障害者総合支援法第 89 条及び児童福祉法第 33 条の 22 に基づき、令和 <u>6</u> 年度から令和 <u>8</u> 年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）又はサービス等種類ごとの見込量を定めるものです。なお、成果目標及び見込量は、国の指針を基に、<u>県の実情</u>や県施策の方向性を勘案し、市町村と調整しながら定めたものです。</p> <p>2 成果目標</p> <p>(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホームや民間賃貸住宅、自宅等の地域社会での生活に移行する者の数について以下のとおり目標を定めます。</p> <p>第 <u>6</u> 期障がい福祉計画期間においては、<u>障害者支援施設の入所者数の削減は目標を達成している一方、地域生活への移行者数は、重度障がい者等の受入れに対応できる</u>グループホーム等の社会資源の不足<u>や、地域生活への移行に向けた取組が十分でなく</u>、地域移行が進まなかった反省を踏まえ、第 <u>7</u> 期計画期間においては、県地域自立支援協議会の地域移行支援部会等において、本県の地域移行の現状等の把握に努め、地域移行を促進するための議論<u>や取組を進めます。</u></p> <p>○施設入所者数</p> <p><u>・国の指針で示す算定式に基づき設定（令和4年度末の施設入所者数か</u></p>	<p>Ⅶ 計画の数値目標・見込量等</p> <p>1 障害福祉サービス等の目標・見込量</p> <p>障害者総合支援法第 89 条及び児童福祉法第 33 条の 22 に基づき、令和 <u>3</u> 年度から令和 <u>5</u> 年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）又はサービス等種類ごとの見込量を定めるものです。なお、成果目標及び見込量は、国の指針を基に県施策の方向性を勘案し、市町村と調整しながら定めたものです。</p> <p>2 成果目標</p> <p>(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホームや民間賃貸住宅、自宅等の地域社会での生活に移行する者の数について以下のとおり目標を定めます。</p> <p>第 <u>5</u> 期障がい福祉計画期間においては、<u>障害者支援施設から地域社会での生活に移行するための検討・施策が十分でなかったことやグループホーム等の社会資源の不足から、地域移行が進まなかった反省を踏まえ</u>、第 <u>6</u> 期計画期間においては、県地域自立支援協議会の地域移行支援部会等において、本県の地域移行の現状等の把握に努め、地域移行を促進するための議論を行います。</p>

ら5%以上削減)

項目	目標 (R8年度末)	【参考】第6期計画実績 (R4年度末)
施設入所者数	<u>879人以下</u>	<u>926人</u>
削減見込み数	<u>47人以上 (R6~R8累計)</u>	37人

○入所施設から地域生活への移行者数

・国の指針で示す算定式（令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行）を参考としつつ、本県の実態に即した目標値となるよう、以下の方法で設定。

「第6期の実績見込み（12人）に加え、各圏域で年間1人（3圏域で3年間で9名）の移行を加味し目標として設定。」

項目	目標 (R8年度末)	【参考】第6期計画実績見込 (R5年度末)
地域生活への移行者数	<u>21人以上 (R6~R8累計)</u>	<u>12人</u>

(参考：国の指針で示す算定式による数値)

926人（令和4年度末実績）×6%=56人以上

(2)精神障がいにも対応した地域の受け皿づくり

○精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数

精神障がいにも対応した地域の受け皿づくりを推進するため、全県的な多職種・多機関の連携体制づくりや地域生活支援拠点、短期入所の活用など、地域における生活を継続できるよう精神保健医療福祉体制の整備に努めます。当該整備状況を評価する指標として、以下のとおり令和

項目	目標 (R5年度末)	【参考】第5期計画実績 (R1年度末)
施設入所者数	<u>909人以下</u>	<u>968人</u>
削減見込み数	<u>16人以上 (R3~R5累計)</u>	37人
地域生活への移行者数	<u>59人以上 (R3~R5累計)</u>	<u>6人</u>

(2)精神障がいにも対応した地域の受け皿づくり

○精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数

精神障がいにも対応した地域の受け皿づくりを推進するため、多職種・多機関の連携体制づくりや地域生活支援拠点、短期入所の活用など、地域における生活を継続できるよう精神保健医療福祉体制の整備に努めます。当該整備状況を評価する指標として、以下のとおり令和5年



8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を設定します。

・国の指針で示す目標値で設定

項目	目標 (R <u>8</u> 年度)	【参考】H <u>30</u> 年度実績
精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	<u>325.3日以上</u>	<u>319日</u>

○在院期間1年以上の長期在院者数

令和8年度末時点の在院機関1年以上の長期在院者数を、以下のとおり国の定める算定式に基づき目標設定します。

・国の指針で示す算定式に基づき設定

項目	目標 (R <u>8</u> 年度末時点)	【参考】第 <u>6</u> 期計画実績 (R <u>4</u> 年度末時点)
在院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳未満)	<u>248</u> 人以下	国未公表
在院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳以上)	<u>393</u> 人以下	国未公表

○入院後一定期間時点での退院率

令和8年度における入院後3ヶ月時点の退院率(※)、入院後6ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率を設定します。

(※) 退院率：入院後3ヶ月、6ヶ月、1年時点の退院率により実績を把握する。例えば、「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者

度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を設定します。

項目	目標 (R <u>5</u> 年度)	【参考】H <u>27</u> 年度実績
精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	<u>316日以上</u>	<u>308日</u>

○在院期間1年以上の長期在院者数

令和5年度末時点の在院機関1年以上の長期在院者数を、以下のとおり国の定める算定式に基づき目標設定します。

項目	目標 (R <u>5</u> 年度末時点)	【参考】第 <u>5</u> 期計画実績 (R <u>1</u> 年度末時点)
在院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳未満)	<u>223</u> 人以下	国未公表
在院期間1年以上の長期入院患者数 (65歳以上)	<u>520</u> 人以下	国未公表

○入院後一定期間時点での退院率

令和5年度における入院後3ヶ月時点の退院率(※)、入院後6ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率を設定します。

(※) 退院率：入院後3ヶ月、6ヶ月、1年時点の退院率により実績を把握する。例えば、「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者

のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合となります。

・国の指針で示す目標値で設定

項目	目標 (R8年度)	【参考】第6期計画実績 (R4年度末時点)
入院後3ヶ月時点の退院率	68.9%	国未公表
入院後6ヶ月時点の退院率	84.5%	国未公表
入院後1年時点の退院率	91.0%	国未公表

○精神障がい者のサービス利用者数の見込み

現にサービス利用している精神障がい者の数等を勘案して、各年度の利用者数の見込みを設定します。

項目	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	13人	17人	22人
地域定着支援	10人	11人	15人
共同生活援助	170人	182人	195人
自立生活援助	16人	19人	23人
自立訓練(生活訓練)	人	人	人

○精神病床における退院患者の退院後の行き先

精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定します。

項目	R6年度	R7年度	R8年度	【参考】R4年度実績
在宅	136人	155人	175人	117人
施設(障がい・介護)	30人	35人	39人	26人
その他(他院・自院の精神病床以外等)	22人	25人	28人	19人

のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合となります。

項目	目標 (R5年度)	【参考】第5期計画実績 (R1年度末時点)
入院後3ヶ月時点の退院率	69%	国未公表
入院後6ヶ月時点の退院率	86%	国未公表
入院後1年時点の退院率	92%	国未公表

○精神障がい者のサービス利用者数の見込み

現にサービス利用している精神障がい者の数等を勘案して、各年度の利用者数の見込みを設定します。

項目	R3年度	R4年度	R5年度
地域移行支援	13人	17人	22人
地域定着支援	10人	11人	15人
共同生活援助	170人	182人	195人
自立生活援助	16人	19人	23人

○精神病床における退院患者の退院後の行き先

精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定します。

項目	R3年度	R4年度	R5年度	【参考】R1年度実績
在宅	147人	168人	189人	126人
施設(障がい・介護)	32人	36人	41人	27人
その他(他院・自院の精神病床以外等)	27人	31人	35人	23人

(3) 地域生活の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備を含む）の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

・国の指針で示す算定式等に基づき設定

項目	R6年度	R7年度	R8年度	【参考】R4年度実績
検証及び検討を行う市町村数	19市町村	19市町村	19市町村	15市町村
検証及び検討の回数	25回	25回	25回	37回
<u>コーディネーターの配置人数</u>	人	人	人	二

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者等について、基準時点を令和8年度末として、以下のとおり目標を定めます。福祉施設から一般就労への移行が伸び悩んでいるため、引き続き、鳥取県地域自立支援協議会の就労支援部会等において、福祉施設から一般就労への移行等の促進に必要な施策について議論を行うほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化に努め

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、令和5年度末までの間、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

項目	R3年度	R4年度	R5年度	【参考】R1年度実績
検証及び検討を行う市町村数	19市町村	19市町村	19市町村	0市町村
検証及び検討の回数	25回	25回	25回	—

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者等について、基準時点を令和5年度末として、以下のとおり目標を定めます。福祉施設から一般就労への移行が伸び悩んでいるため、引き続き、鳥取県地域自立支援協議会の就労支援部会等において、福祉施設から一般就労への移行等の促進に必要な施策について議論を行うほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化に努め

ます。

・国の指針で示す算定式等に基づき設定

項目	目標 (R8年度末)	【参考】第6期計画 実績 (R4年度末)
福祉施設等から一般就労への移行	90人(1.28倍)	62人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	29人(1.31倍)	21人
福祉施設から一般就労への移行(就労A型)	19人(1.29倍)	9人
福祉施設から一般就労への移行(就労B型)	42人(1.28倍)	32人
(削除)		
就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%以上	—
就労定着支援事業の利用者数	13人	—
(削除)		
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	—
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	90人	62人

ます。

項目	目標 (R5年度末)	【参考】第5期計画 実績 (R1年度末)
福祉施設から一般就労への移行	92人(1.27倍)	72人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	19人(1.30倍)	—
福祉施設から一般就労への移行(就労A型)	9人(1.26倍)	—
福祉施設から一般就労への移行(就労B型)	64人(1.23倍)	—
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用率	70%	—
(新設)		
(新設)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	—
(新設)		
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	92人	72人

障害者に対する職業訓練の受講者数	<u>9</u> 人	<u>0</u> 人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	<u>26</u> 人	<u>17</u> 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	<u>24</u> 人	<u>16</u> 人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	<u>26</u> 人	<u>17</u> 人

・上記表の「就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数」～「福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数」は、令和4年度実績等に一定率を乗じて設定

(5)障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の設置が進みつつあり、今後は、より身近に利用できるとともに、これらのサービスを活用して障がい児の地域社会への参加、包容を推進する体制を構築していきます。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標 (R <u>8</u> 年度末)	【参考】R <u>4</u> 年度末
児童発達支援センターの設置 <u>若しくは市町村における同等の支援体制の整備</u>	<u>19市町村</u>	<u>4市町村</u>
<u>児童発達支援センターや保育</u>	<u>19市町村</u>	<u>8市町村</u>

障害者に対する職業訓練の受講者数	<u>10</u> 人	<u>2</u> 人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	<u>51</u> 人	<u>34</u> 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	<u>72</u> 人	<u>48</u> 人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	<u>51</u> 人	<u>34</u> 人

(5)障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の設置が進みつつあり、今後は、より身近に利用できるように地域支援の充実を図ります。

項目	目標 (R <u>5</u> 年度末)	【参考】R <u>1</u> 年度末
児童発達支援センターの設置	<u>7箇所</u>	<u>4箇所</u>
保育所等訪問支援事業所の設	<u>8箇所</u>	<u>7箇所</u>

所等訪問支援事業所を活用したインクルージョンを推進する体制の整備

イ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』を核として、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携したきこえない・きこえにくい子どもとその家族を支援する体制を引き続き確保します。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標 (R <u>8</u> 年度末)	【備考】R <u>4</u> 年度末
難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備	1 箇所	<u>1</u> 箇所

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、各市、圏域で1カ所以上の設置を目指し、以下のとおり目標を定めます。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標 (R <u>8</u> 年度末)	【参考】R <u>4</u> 年度末
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	7 箇所	<u>3</u> 箇所

置

イ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築について、関係機関との協議を重ねながら、以下のとおり目標を定めます。

項目	目標 (R <u>5</u> 年度末)	【備考】R <u>1</u> 年度末
難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備	1 箇所	<u>0</u> 箇所

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、各市、圏域で1カ所以上の設置を目指し、以下のとおり目標を定めます。

項目	目標 (R <u>5</u> 年度末)	【参考】R <u>1</u> 年度末
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	7 箇所	<u>2</u> 箇所

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	7箇所	<u>4</u> 箇所
---------------------------------	-----	-------------

エ 医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

鳥取県医療的ケア児等支援センターを核とした医療的ケア児等の相談支援を継続し、県地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する専門部会を設置し、各圏域及び市町村における協議の場と連携を図るとともに、各市町村に医療的ケア児が必要とする支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R <u>8</u> 年度末）	【参考】R <u>4</u> 年度
<u>医療的ケア児等支援センターの設置</u>	<u>1</u> 箇所	<u>1</u> 箇所

項目	目標（R <u>8</u> 年度末）	【参考】R <u>4</u> 年度
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	<u>6</u> 箇所	県、鳥取市、東部4町、 <u>岩美町</u> 、中部、西部

項目	目標（R <u>8</u> 年度末）	【参考】R <u>4</u> 年度
----	--------------------	-------------------

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	7箇所	<u>3</u> 箇所
---------------------------------	-----	-------------

エ 医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

県地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する専門部会を設置し、各圏域及び市町村における協議の場と連携を図るとともに、各市町村に医療的ケア児が必要とする支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。

項目	目標（R <u>5</u> 年度末）	【参考】R <u>1</u> 年度
(新設)		

項目	目標（R <u>5</u> 年度末）	【参考】R <u>1</u> 年度
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	5箇所	県、鳥取市、東部4町、中部、西部

項目	目標（R <u>5</u> 年度末）	【参考】R <u>1</u> 年度
----	--------------------	-------------------

コーディネーターの配置市町村数	19 市町村	<u>15</u> 市町村に配置
コーディネーターの養成人数	<u>205</u> 人	<u>138</u> 人

オ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための協議の場の設置

障がい特性等から、成人サービスへの円滑な移行が困難と見込まれるケースについて、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう以下の目標を定めます。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8 年度末）
<u>障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置</u>	<u>移行調整の難航が予想されるケースについては、県が移行調整の責任主体として個別のケースごとに市町村や障害児入所施設、成人サービス関係者等の関係機関による協議の場を設置し、それぞれが連携・協力して移行調整を行い、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できる体制を構築します。</u>

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し相談支援体制を強化するため、以下のとおり目標を設定します。

コーディネーターの配置市町村数	19 市町村	<u>12</u> 市町村に配置
コーディネーターの養成人数	<u>120</u> 人	<u>59</u> 人

(新設)

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施するため、以下のとおり目標を設定します。



また、県地域自立支援協議会の相談支援体制部会や基幹相談支援センター連絡会等において、相談支援体制の充実・強化を促進するための議論を行います。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8年度末）	【参考】R4年度末実績
相談支援体制の充実・強化等	各市町村（ <u>複数市町村による共同設置含む</u> ）において1箇所以上の基幹相談支援センターを設置するよう支援します。	鳥取市、中部、米子市

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス事業所が増加している中、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うためには、計画的に相談支援専門員やサービス管理責任者等を養成するとともに、これらの者が意思決定支援を適切に行うことができるよう「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発等を行う必要があります。このため、以下のとおり目標を設定します。

また、県地域自立支援協議会の相談支援体制部会において、人材育成を通じて障害福祉サービス等の質の向上を促進するための議論を行います。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8年度末）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係	障害福祉サービス事業者や自治体における研修体制の充実やサービス提供実態の把握に努め、サービスの適切な提供、よりよいサービス提供に資する情報発信等、市町村等とも連携して障害福祉サービスの質の向

また、県地域自立支援協議会の相談支援体制部会等において、相談支援体制の充実・強化を促進するための議論を行います。

項目	目標（R5年度末）	【参考】R1年度末実績
相談支援体制の充実・強化等	各市町村又は圏域において1箇所以上の基幹相談支援センターを設置できるよう支援します。	鳥取市、中部、米子市

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス事業所が増加し、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うことが重要です。障害福祉サービスの質を向上させるため、以下のとおり目標を設定します。

また、県地域自立支援協議会の人材育成部会において、人材育成を通じて障害福祉サービス等の質の向上を促進するための議論を行います。

項目	目標（R5年度末）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係	障害福祉サービス事業者や自治体における研修体制の充実やサービス提供実態の把握に努め、サービスの適切な提供、よりよいサービス提供に資する情報発信等、市町村等とも連携して障害福祉サービスの質の向

る体制の構築	上を図るための取組に係る体制を構築します。
指導監査結果 の関係市町村 との共有	関係市町村に対して、県が実施する指導監査の結果 を年1回以上共有します。

項目		R6年度	R7年度	R8年度
相談支援従事者研修の修了者 数	養成	50人	50人	50人
	現任	40人	40人	40人
	主任	10人	10人	10人
サービス管理責任者研修の修 了者数	基礎	110人	110人	110人
	実践	110人	110人	110人
	更新	150人	150人	150人
児童発達支援管理責任者研修 の修了者数	基礎	50人	50人	50人
	実践	50人	50人	50人
	更新	50人	50人	50人

項目			R6年度	R7年度	R8年度
意思決定支 援ガイドラ イン等を活 用した研修 の実施回数 及び修了者 数	相談支援専 門員	修了者数	50人	50人	50人
		実施回数	1回	1回	1回
	サービス管 理責任者	修了者数	110人	110人	110人
		実施回数	1回	1回	1回
	児童発達支 援管理責任 者	修了者数	50人	50人	50人
		実施回数	1回	1回	1回

る体制の構築	上を図るための取組に係る体制を構築します。
指導監査結果 の関係市町村 との共有	関係市町村に対して、県が実施する指導監査の結果 を年1回以上共有します。

### 3 サービス見込量等

#### (1) 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援等のサービス見込量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに設定される市町村の見込量、国の指針及び県施策の方向性を踏まえ、以下のとおり定めます。

なお、各障害福祉圏域において、事業所の配置実態等により、それぞれの障害福祉サービスの提供に差が生じている状況にあります。東部圏域は居住系サービス、西部圏域は訪問系サービスが比較的多く提供されていることから、その実績を踏まえ、今後の利用見込みを定めています。通所系サービスや訪問系サービスは、それぞれ果たすべき役割があり、障がい者が地域で生活するために不可欠なサービスであることから、地域によって必要な提供体制を整えていく必要があります。

また、居住系サービスである共同生活援助は、基本的に大規模居住（8名以上）とならないよう留意し、家庭的な雰囲気の下で地域との交流を図るなど社会との連携を確保するという観点をもったサービス提供体制を整備する必要があります。

短期入所など、依然として全県的にニーズが高いものの、特に提供体制が整っていないサービスもあります。利用者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの提供体制のあり方について、今後も障害福祉サービスを提供する法人や市町村等と検討を行っていきます。

また、県が行う指定障害福祉サービス事業者等の指定にあたり、市町村はその障がい福祉計画との調整を図る観点から、県に対し意見を申し出ることができる仕組みが創設されるため、この制度が地域の実情に沿い適切に運用されるよう努めていきます。

### 3 サービス見込量等

#### (1) 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援等のサービス見込量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに設定される市町村の見込量、国の指針及び県施策の方向性を踏まえ、以下のとおり定めます。

なお、各障害福祉圏域において、事業所の配置実態等により、それぞれの障害福祉サービスの提供に差が生じている状況にあります。東部圏域は居住系サービス、西部圏域は訪問系サービスが比較的多く提供されていることから、その実績を踏まえ、今後の利用見込みを定めています。通所系サービスや訪問系サービスは、それぞれ果たすべき役割があり、障がい者が地域で生活するために不可欠なサービスであることから、地域によって必要な提供体制を整えていく必要があります。

また、居住系サービスである共同生活援助は、基本的に大規模居住（8名以上）とならないよう留意し、家庭的な雰囲気の下で地域との交流を図るなど社会との連携を確保するという観点をもったサービス提供体制を整備する必要があります。

短期入所など、依然として全県的にニーズが高いものの、特に提供体制が整っていないサービスもあります。利用者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの提供体制のあり方について、今後も障害福祉サービスを提供する法人や市町村等と検討を行っていきます。

<障害福祉サービス等の種類>

サービスの種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労選択支援	<u>障がい者本人が、就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性にあった選択の支援を行う。</u>
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

<障害福祉サービス等の種類>

サービスの種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う
（新設）	
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

	(雇成型)		(雇成型)
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う(非雇成型)	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う(非雇成型)
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行う	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う	計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う	地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行う	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行う
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を	児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を

	行う
<u>(削除)</u>	
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じる。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行う
医療型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行うとともに、身体状況により医療の提供を行う

<ひと月あたりの障害福祉サービスの見込量及び提供体制>

- ①サービス見込量（県全域）  
（省略）※市町村の積上値で現在精査中
- ②サービス見込量（東部）  
（省略）※市町村の積上値で現在精査中
- ③サービス見込量（中部）  
（省略）※市町村の積上値で現在精査中

	行う
<u>医療型児童発達支援</u>	<u>未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行う</u>
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じる。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行う
医療型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行うとともに、身体状況により医療の提供を行う

<ひと月あたりの障害福祉サービスの見込量及び提供体制>

- ①サービス見込量（県全域）  
（省略）
- ②サービス見込量（東部）  
（省略）
- ③サービス見込量（中部）  
（省略）

④サービス見込量（西部）

（省略）※市町村の積上値で現在精査中

⑤ 障害者支援施設の必要入所定員総数

	R6年度	R7年度	R8年度
計画	960人	956人	952人
実績			

（参考）第6期障害福祉計画の実績

	R3年度	R4年度	R5年度
計画	1,026人	1,022人	1,016人
実績	1,004人	968人	

※各年度の入所定員実績は翌年度の4月1日時点のもの

解決すべき重要な課題である施設入所者の地域生活への移行に取り組むことで、入所施設の定員減を進めていくこととして、上記のとおり必要入所定員数を定めます。

一方で入所施設は、重度化・高齢化した障がい者や行動障がいのある障がい者等にとっては必要な社会資源であり、今後も一定のサービス量の確保とサービスの質の向上を図る必要があります。

⑥ 障害児入所支援の必要入所定員総数

ア 福祉型障害児入所施設

	R6年度	R7年度	R8年度
計画	59人	59人	59人
実績			

④サービス見込量（西部）

（省略）

⑤ 障害者支援施設の必要入所定員総数

	R3年度	R4年度	R5年度
計画	1,026人	1,022人	1,018人
実績			

（参考）第5期障害福祉計画の実績

	H30年度	R1年度	R2年度
計画	1,012人	1,006人	998人
実績	1,034人	1,034人	

※各年度の入所定員実績は翌年度の4月1日時点のもの

解決すべき重要な課題である施設入所者の地域生活への移行に取り組むことで、入所施設の定員減を進めていくこととして、上記のとおり必要入所定員数を定めます。

一方で入所施設は、重度化・高齢化した障がい者や行動障がいのある障がい者等にとっては必要な社会資源であり、今後も一定のサービス量の確保とサービスの質の向上を図る必要があります。

⑥ 障害児入所支援の必要入所定員総数

ア 福祉型障害児入所施設

	R3年度	R4年度	R5年度
計画	59人	59人	59人
実績			

イ 医療型障害児入所施設

	R6年度	R7年度	R8年度
計画	60人	60人	60人
実績			

⑦ 発達障がい者等に対する支援

項目	R6年度	R7年度	R8年度
発達障がい支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	1,500件	1,500件	1,500件
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	100件	120件	150件
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	100件	120件	150件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	400件	400件	400件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	115人	120人	123人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(支援者)	28人	30人	31人
ペアレントメンターの人数	90人	90人	91人
ピアサポートの活動への参加人数	219人	225人	233人

イ 医療型障害児入所施設

	R3年度	R4年度	R5年度
計画	60人	60人	60人
実績			

⑦ 発達障がい者等に対する支援

項目	R3年度	R4年度	R5年度
発達障がい支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	1,500件	1,500件	1,500件
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	100件	100件	100件
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	100件	105件	110件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	400件	400件	400件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	89人	90人	92人
(新設)			
ペアレントメンターの人数	70人	80人	80人
ピアサポートの活動への参加人数	119人	123人	126人



⑧ 医療的ケア児等支援センターに配置する医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの人数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数	4人	4人	4人

⑨ 医療的ケアを要する障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置市町村数計画	17市町村	18市町村	19市町村
コーディネーターの養成人数	175人	190人	205人

⑩ 医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーション数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーション数	34	36	38

⑪ 医療的ケア児等の送迎支援事業実施市町村数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等の送迎支援事業実施市町村数	15市町村	19市町村	19市町村

⑫ 新生児聴覚検査への公費助成実施市町村数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
新生児聴覚検査への公費助成実施	19市町村	19市町村	19市町村

(新設)

⑧ 医療的ケアを要する障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	R3年度	R4年度	R5年度
コーディネーターの配置市町村数計画	15市町村	17市町村	19市町村
コーディネーターの養成人数	80人	100人	120人

(新設)

(新設)

(新設)

市町村数

⑬ 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	R6年度	R7年度	R8年度
第1号認定 (受入施設：幼稚園、認定こども園)	68人	68人	67人
第2号認定 (受入施設：保育所、認定こども園)	441人	448人	457人
第3号認定 (受入施設：保育所、認定子ども園)	36人	36人	38人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	433人	441人	452人

(参考)

第1号認定：	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用
第2号認定：	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用
第3号認定：	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用

(2) 地域生活支援事業の見込み

障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう、県では、専門性が高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を実施することとなっており、以下のような事業を実施する予定です。(※以下は令和4年度実施事業を記載)

⑨ 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	R3年度	R4年度	R5年度
第1号認定 (受入施設：幼稚園、認定こども園)	81人	81人	80人
第2号認定 (受入施設：保育所、認定こども園)	627人	627人	625人
第3号認定 (受入施設：保育所、認定子ども園)	44人	42人	44人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	444人	459人	473人

(参考)

第1号認定：	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用
第2号認定：	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用
第3号認定：	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用

(2) 地域生活支援事業の見込み

障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう、県では、専門性が高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を実施することとなっており、以下のような事業を実施する予定です。(※以下は令和元年度実施事業を記載)

① 専門性の高い相談支援事業

項目	事業の概要
高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	高次脳機能障がい（その関連障がいも含む）者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等の実施
発達障がい者支援センター事業	『エール』発達障がい者支援センターにおける、相談支援、就労支援、家族支援、支援者のスキルアップを目指した人材育成のための機関コンサルテーション、研修会への講師派遣及び普及啓発研修事業の実施

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

項目	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修の実施
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修の実施
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者の養成研修の実施

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

項目	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者・要約筆記者の派遣の実施
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の実施

④ 広域的な支援事業

項目	事業の概要

① 専門性の高い相談支援事業

項目	事業の概要
高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	高次脳機能障がい（その関連障がいも含む）者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等の実施
発達障がい者支援センター事業	『エール』発達障がい者支援センターにおける、相談支援、就労支援、家族支援、支援者のスキルアップを目指した人材育成のための機関コンサルテーション、研修会への講師派遣及び普及啓発研修事業の実施

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

項目	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修の実施
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修の実施
(新設)	

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

項目	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者・要約筆記者の派遣の実施
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の実施

④ 広域的な支援事業

項目	事業の概要

相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備を実施
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	精神障がい者の視点を重視した支援や精神障がい者が自らの疾患や病院について正しく理解することを促すため、ピアサポートを活用した支援を実施

⑤ 任意事業

項目	事業の概要
サービス・相談支援者、指導者育成事業	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し、養成・現任研修を実施
相談支援従業者等研修事業	相談支援従事者に対し、養成研修を実施
サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修を実施
<u>障がい者ピアサポート研修事業</u>	<u>障がい者ピアサポートの養成研修を実施</u>
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	音声機能障がい者発声訓練指導者養成研修の実施
精神障がい関係従事者養成研修事業	精神科訪問看護管理者・従事者に対する研修、地域移行・地域定着支援関係者に対する研修、かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修の実施

相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備を実施
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	精神障がい者の視点を重視した支援や精神障がい者が自らの疾患や病院について正しく理解することを促すため、ピアサポートを活用した支援を実施

⑤ 任意事業

項目	事業の概要
サービス・相談支援者、指導者育成事業	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し、養成・現任研修を実施
相談支援従業者等研修事業	相談支援従事者に対し、養成研修を実施
サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修を実施
(新設)	
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	音声機能障がい者発声訓練指導者養成研修の実施
精神障がい関係従事者養成研修事業	精神科訪問看護管理者・従事者に対する研修、地域移行・地域定着支援関係者に対する研修、かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修の実施

その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	
日常生活支援	
オストメイト社会適応訓練	ストマの装着訓練やオストメイトに対する社会生活訓練に関する講習等を実施
社会参加支援	
手話通訳者設置	公的機関における手話通訳者の設置又は遠隔手話通訳サービスの導入
字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障がい者等への貸出を実施
点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等の提供を実施
点字による即時情報ネットワーク	点字物や音声等の提供を実施
障害者社会参加推進センター運営	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を実施
レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を実施
就業・就労支援	
盲人ホームの運営	視覚障がい者の自立更生を図るための施設である盲人ホームの運営を実施
障がい者就業・生活支援センター体制強化等	障がい者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成
発達障がい者支援体制整備事業	鳥取県発達障がい支援地域協議会の開催、ペアレントメンターコーディネーター配置及びペアレントメンター派遣の実施
障がい者虐待防止対策	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対

その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	
日常生活支援	
オストメイト社会適応訓練	ストマの装着訓練やオストメイトに対する社会生活訓練に関する講習等を実施
社会参加支援	
手話通訳者設置	公的機関における手話通訳者の設置又は遠隔手話通訳サービスの導入
字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障がい者等への貸出を実施
点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等の提供を実施
点字による即時情報ネットワーク	点字物や音声等の提供を実施
障害者社会参加推進センター運営	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を実施
レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を実施
就業・就労支援	
盲人ホームの運営	視覚障がい者の自立更生を図るための施設である盲人ホームの運営を実施
障がい者就業・生活支援センター体制強化等	障がい者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成
発達障がい者支援体制整備事業	鳥取県発達障がい支援地域協議会の開催、ペアレントメンターコーディネーター配置及びペアレントメンター派遣の実施
障がい者虐待防止対策	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対

支援事業	応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を補助	支援事業	応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を補助
障がい者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施	障がい者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施
工賃向上計画支援等事業	就労継続支援B型事業所等での工賃等向上を図るため、事業所に対する経営改善、品質向上、人材育成、販路開拓等の支援や農福連携を含む企業等と障がい者就労施設等との受発注マッチング等の支援を実施	工賃向上計画支援等事業	就労継続支援B型事業所等での工賃等向上を図るため、事業所に対する経営改善、品質向上、人材育成、販路開拓等の支援や農福連携を含む企業等と障がい者就労施設等との受発注マッチング等の支援を実施
就労移行等連携調整事業	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行の支援を実施	就労移行等連携調整事業	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行の支援を実施
障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	全国障がい者芸術・文化祭と連携・連動して、各地域でサテライト開催する障がい者の芸術・文化祭に対する支援を実施	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	全国障がい者芸術・文化祭と連携・連動して、各地域でサテライト開催する障がい者の芸術・文化祭に対する支援を実施
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置等を実施	医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置等を実施
強度行動障がい支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	強度行動障がいを有する者等に対する支援を行う者への研修	強度行動障がい支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	強度行動障がいを有する者等に対する支援を行う者への研修
<u>成年後見制度普及啓発事業</u>	<u>成年後見制度利用促進のための普及啓発を実施</u>	(新設)	
アルコール関連問題に	アルコール依存症を含むアルコール関連問題	アルコール関連問題に	アルコール依存症を含むアルコール関連問題

取り組む民間団体支援事業	等の改善に取り組む民間団体の活動を支援	取り組む民間団体支援事業	等の改善に取り組む民間団体の活動を支援
<u>ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業</u>	<u>ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援</u>	(新設)	
「心のバリアフリー」推進事業	精神保健福祉普及啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を実施	「心のバリアフリー」推進事業	精神保健福祉普及啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を実施
身体障がい者補助犬育成促進事業	身体障がい者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援	身体障がい者補助犬育成促進事業	身体障がい者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援
発達障がい児者及び家族等支援事業	発達障がい児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施	発達障がい児者及び家族等支援事業	発達障がい児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制づくりに向けて、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制づくりに向けて、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進
障がい者ICTサポート総合推進事業	障がい者の社会参加の促進を図るため、 <u>障がい者に対するICT相談窓口を設置する他</u> 、パソコン使用に際し必要な指導等を行うパソコンボランティアを養成・派遣を実施	障がい者ICTサポート総合推進事業	障がい者の社会参加の促進を図るため、パソコン使用に際し必要な指導等を行うパソコンボランティアを養成・派遣を実施
<u>地域における読書バリアフリー体制強化事業</u>	<u>点字図書館と公共図書館の連携強化、視覚障がい以外の障がい者に対する利用促進に対する支援、地域における図書等の点字化・音声化が</u>	(新設)	

		できる人材養成を実施
聴覚障がい児支援中核機能モデル事業		聴覚障がい児への支援に係る自治体の体制整備及び聴覚障がい児とその家族に対する支援を実施

(新設)		

【県が実施する地域生活支援事業に係る見込量】

① 専門性の高い相談事業

項目	単位	区分	第7期計画・第3期見込計画			考え方	
			R6年度	R7年度	R8年度		
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	1	1	県の拠点は1か所(エール)とする
障害者就業・生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3	圏域ごとに1か所設置
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	7	7	7	東部2、中部2、西部3
高次脳機能障がい支援普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1	野島病院に拠点設置

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目	単位	区分	第7期計画・第3期見込計画			考え方	
			R6年度	R7年度	R8年度		
手話通訳者養成研修事業	受講者数	人	計画	40	40	40	過去の実績を踏まえ算出
	登録者数	人	計画	63	64	65	県手話施策推進計画を踏まえた数値

【県が実施する地域生活支援事業に係る見込量】

① 専門性の高い相談事業

項目	単位	区分	第6期計画・第2期見込計画			考え方	
			R3年度	R4年度	R5年度		
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	1	1	県の拠点は1か所(エール)とする
障害者就業・生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3	圏域ごとに1か所設置
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	7	7	7	東部2、中部2、西部3
高次脳機能障がい支援普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1	野島病院に拠点設置

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目	単位	区分	第6期計画・第2期見込計画			考え方	
			R3年度	R4年度	R5年度		
手話通訳者養成研修事業	受講者数	人	計画	40	40	40	過去の実績を踏まえ算出
	登録者数	人	計画	63	64	65	県手話施策推進計画を踏まえた数値



要約筆記 者養成研 修事業	受講 者数	人	計画	30	30	30	過去の実績 を踏まえ算 出
	登録 者数	人	計画	45	50	55	過去の実績 を踏まえ算 出
要約筆記 者派遣事 業	派遣 件数	件	計画	200	210	220	過去の実績 を踏まえ算 出
盲ろう者 通訳・介 助員養成 研修	受講 者数	人	計画	20	20	20	過去の実績 を踏まえ算 出
盲ろう者 通訳・介 助員派遣 件数	派遣 件数	件	計画	800	810	820	過去の実績 を踏まえ算 出
失語症者 向け意思 疎通支援 者養成研 修	受講 者数	人	計画	10	10	10	過去の実績 を踏まえ算 出

要約筆記 者養成研 修事業	受講 者数	人	計画	30	30	30	過去の実績 を踏まえ算 出
	登録 者数	人	計画	35	40	45	過去の実績 を踏まえ算 出
要約筆記 者派遣事 業	派遣 件数	件	計画	200	210	220	過去の実績 を踏まえ算 出
盲ろう者 通訳・介 助員養成 研修	受講 者数	人	計画	20	20	20	過去の実績 を踏まえ算 出
盲ろう者 通訳・介 助員派遣 件数	派遣 件数	件	計画	500	510	520	過去の実績 を踏まえ算 出
失語症者 向け意思 疎通支援 者養成研 修	受講 者数	人	計画	10	10	10	過去の実績 を踏まえ算 出

③ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目	単位	区分	第7期計画・第3期児計画			考え方	
			R6年度	R7年度	R8年度		
サービス提供 責任者研修	受講 者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を 踏まえ算出
サービス従業 者研修	受講 者数	人	計画	40	40	40	第6期計画の 計画受講者数 を確保
障がい福祉従 事者分野別基 礎研修	受講 者数	人	計画	200	200	200	第6期計画の 計画受講者数 を確保
障害支援区分 認定調査員等 研修	受講 者数	人	計画	80	80	80	第6期計画の 計画受講者数 を確保

③ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目	単位	区分	第6期計画・第2期児計画			考え方	
			R3年度	R4年度	R5年度		
サービス提供 責任者研修	受講 者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を 踏まえ算出
サービス従業 者研修	受講 者数	人	計画	40	40	40	第5期計画の 計画受講者数 を確保
障がい福祉従 事者分野別基 礎研修	受講 者数	人	計画	200	200	200	第5期計画の 計画受講者数 を確保
障害支援区分 認定調査員等 研修	受講 者数	人	計画	80	80	80	第5期計画の 計画受講者数 を確保

相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	50	50	50	第6期計画の計画受講者数を確保
	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40	第6期計画の計画受講者数を確保
	主任(受講者数)	人	計画	10	10	10	過去の実績を踏まえ算出
	専門コース別研修	人	計画	40	40	40	現任研修の受講者数を確保
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	第6期計画の計画受講者数を確保
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第6期計画の計画受講者数を確保
サービス管理責任者研修	基礎(受講者数)	人	計画	110	110	110	第6期計画の計画受講者数を確保
	実践(受講者数)	人	計画	110	110	110	基礎研修受講者と同等数を確保
	更新(受講者数)	人	計画	150	150	150	過去の実績を踏まえ算出
相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	50	50	50	第5期計画の計画受講者数を確保
	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40	第5期計画の計画受講者数を確保
	(新設)						
	専門コース別研修	人	計画	40	40	40	現任研修の受講者数を確保
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	第5期計画の計画受講者数を確保
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第5期計画の計画受講者数を確保
サービス管理責任者研修	基礎(受講者数)	人	計画	110	110	110	第5期計画の計画受講者数を確保
	実践(受講者数)	人	計画	110	110	110	基礎研修受講者と同等数を確保
	更新(受講者数)	人	計画	300	300	300	平成30年度までにサービス管理責任者研修を受講した者を令和元年度から令和5年度までに更新研修修了となるように配分

児童発達支援管理責任者研修	基礎(受講者数)	人	計画	50	50	50	第2期計画の計画受講者数を確保
	実践(受講者数)	人	計画	50	50	50	基礎研修受講者と同等数を確保
	更新(受講者数)	人	計画	50	50	50	過去の実績を踏まえ算出
障がい者グループホーム世話人研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第6期計画の計画受講者数を確保
強度行動障がい者支援研修(基礎)	受講者数	人	計画	80	80	80	第6期計画の実績を踏まえ算出
強度行動障がい者支援研修(実践)	受講者数	人	計画	50	50	50	第6期計画の実績を踏まえ算出
強度行動障がい者支援研修(専門)	受講者数	人	計画	20	20	20	第6期計画の実績を踏まえ算出
障害福祉サービス事業所等課題別研修	受講者数	人	計画	80	80	80	研修の実施体制を考慮
精神障がい関係従事者養成研修事業(地域移行・地域定着支援関係者及び精神科)	受講者数	人	計画	60	60	60	研修の実施体制を考慮
児童発達支援管理責任者研修	基礎(受講者数)	人	計画	50	50	50	サービスのニーズの高まりに対応
	実践(受講者数)	人	計画	50	50	50	基礎研修受講者と同等数を確保
	更新(受講者数)	人	計画	60	60	60	平成30年度までに児童発達支援管理責任者研修を受講した者を令和元年度から令和5年度までに更新研修修了となるように配分
障がい者グループホーム世話人研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第5期計画の計画受講者数を確保
強度行動障がい者支援研修(基礎)	受講者数	人	計画	40	40	40	第5期計画の計画実績を確保
強度行動障がい者支援研修(実践)	受講者数	人	計画	30	30	30	第5期計画の計画実績を確保
強度行動障がい者支援研修(専門)	受講者数	人	計画	20	20	20	第5期計画の計画実績を確保
障害福祉サービス事業所等課題別研修	受講者数	人	計画	80	80	80	研修の実施体制を考慮
精神障がい関係従事者養成研修事業(地域移行・地域定着支援関係者及び精神科)	受講者数	人	計画	60	60	60	研修の実施体制を考慮

訪問看護管理者・従事者)							
精神障がい者地域移行・地域定着支援関係者研修会	受講者数	人	計画	50	50	50	過去の実績を踏まえ算出
精神科訪問看護管理者・従事者研修会	受講者数	人	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出

訪問看護管理者・従事者)							
(新設)							
(新設)							

④ 任意事業

項目	単位	区分	第7期計画・第3期児計画			考え方	
			R6年度	R7年度	R8年度		
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	米子市内に1か所設置
点字・声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	件	計画	300	350	400	第6期計画の実績を踏まえ算出
障がいのある人のためのパソコボランティア養成・派遣事業	年間派遣件数	件	計画	100	100	100	第6期計画の実績を踏まえ算出
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	普及啓発の強化により各年度1頭の貸与を進める
障害者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	県内に1か所設置
知的障がい者レクリエーション	年間回数	回	計画	15	15	15	第6期計画の実績を踏まえ算出

④ 任意事業

項目	単位	区分	第6期計画・第2期児計画			考え方	
			R3年度	R4年度	R5年度		
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	米子市内に1か所設置
点字・声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	件	計画	250	300	350	第5期計画の実績を踏まえ算出
障がいのある人のためのパソコボランティア養成・派遣事業	年間派遣件数	件	計画	100	100	100	第5期計画の実績を踏まえ算出
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	普及啓発の強化により各年度1頭の貸与を進める
障害者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	県内に1か所設置
知的障がい者レクリエーション	年間回数	回	計画	15	15	15	第5期計画の実績を踏まえ算出

ヨソ教室開催事業							
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月1回開催
スポーツ振興事業	協会新規加盟団体数	団体	計画	30	32	34	各年度2団体の新規加盟を見込む
精神保健福祉普及啓発事業	年間回数	回	計画	2	2	2	啓発事業2種を年各1回開催

#### 4 その他の数値目標

##### (1)教育、文化芸術活動・スポーツ等

項目	数値	
<u>(削除)</u>		
特別支援教育に関する教員研修の受講率 (%)	現状	87.6% (R4年度)
	目標	100% (R8年度)
特別支援学校教諭免許状保有率 (%)	現状	94.1% (R4年度)
	目標	96% (R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (初級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	226人 (R4年度)
	目標	300人 (R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (中級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	37人 (R4年度)
	目標	40人 (R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (上級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	6人 (R4年度)
	目標	10人 (R8年度)

ヨソ教室開催事業							
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月1回開催
スポーツ振興事業	協会新規加盟団体数	団体	計画	22	24	26	各年度2団体の新規加盟を見込む
精神保健福祉普及啓発事業	年間回数	回	計画	2	2	2	啓発事業2種を年各1回開催

#### 4 その他の数値目標

##### (1)教育、文化芸術活動・スポーツ等

項目	数値	
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率 (%)	現状	84.6% (H25年度)
	中間値	91.6% (H28年度) 97.8% (R1年度)
	目標	100% (R5年度)
特別支援教育に関する教員研修の受講率 (%)	現状	91.9% (H25年度)
	中間値	96.4% (H30年度)
	目標	100% (R5年度)
特別支援学校教諭免許状保有率 (%)	現状	76.1% (H25年度)
	中間値	81.1% (H28年度) 92% (R1年度)
	目標	95% (R5年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (初級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	231人 (H28年度)
	中間値	258人 (R1年度)
	目標	400人 (R5年度)

障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツトレーナー)(人)	現状	3人 (R4年度)	障がい者スポーツ指導者等登録者数 (中級障害者スポーツ指導員)(人)	現状	25人 (H28年度)
	目標	5人 (R8年度)		中間値	36人 (R1年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツコーチ)(人)	現状	1人 (R4年度)	障がい者スポーツ指導者等登録者数 (上級障害者スポーツ指導員)(人)	目標	40人 (R5年度)
	目標	2人 (R8年度)		現状	6人 (H28年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツドクター)(人)	現状	4人 (R4年度)		中間値	7人 (R1年度)
	目標	5人 (R8年度)	目標	10人 (R5年度)	
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率(%)	現状	75.0% (R4年度)	障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツトレーナー)(人)	現状	0人 (H28年度)
	目標	60% (R8年度)		中間値	2人 (R1年度)
アート活動取組団体数(団体)	現状	42団体 (R4年度)		目標	3人 (R5年度)
	目標	55団体 (R8年度)	障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツコーチ)(人)	現状	0人 (H28年度)
あいサポート・アートとっとり県内出展数(点)	現状	439点 (R4年度)		中間値	0人 (R1年度)
	目標	520点 (R8年度)		目標	2人 (R5年度)
個展等開催数(件)	現状	31件 (R4年度)	障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツドクター)(人)	現状	1人 (H28年度)
	目標	45件 (R8年度)		中間値	1人 (R1年度)
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率(%)	現状	55.9% (H25年度)		目標	3人 (R5年度)
	中間値	58% (H28年度)	アート活動取組団体数(団体)	現状	33団体 (H25年度)
		64% (H30年度)		中間値	45団体 (H28年度)
	目標	60% (R5年度)		45団体 (R1年度)	
あいサポート・アートとっとり県内出展数(点)	現状	309点 (H25年度)	目標	55団体 (R5年度)	
	中間値	479点 (H28年度)	アート活動取組団体数(団体)	現状	309点 (H25年度)
		470点 (R1年度)		中間値	479点 (H28年度)
	目標	520点 (R5年度)		470点 (R1年度)	
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率(%)	現状	55.9% (H25年度)	目標	520点 (R5年度)	
	中間値	58% (H28年度)	アート活動取組団体数(団体)	現状	33団体 (H25年度)
		64% (H30年度)		中間値	45団体 (H28年度)
目標	60% (R5年度)	45団体 (R1年度)			
あいサポート・アートとっとり県内出展数(点)	現状	309点 (H25年度)	目標	55団体 (R5年度)	
	中間値	479点 (H28年度)	アート活動取組団体数(団体)	現状	309点 (H25年度)
		470点 (R1年度)		中間値	479点 (H28年度)
	目標	520点 (R5年度)		470点 (R1年度)	

個展等開催数（件）	現状	32 件（H26 年度）
	中間値	34 件（H28 年度）
		41 件（R1 年度）
	目標	45 件（R5 年度）

(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援

項目	数値	
手話通訳者派遣実績（団体派遣）（件）	現状	780 件（R4 年度）
	目標	1,400 件（R8 年度）
手話講座等受講者（人）	現状	734 人（R4 年度）
	目標	2,500 人（R8 年度）

(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援

項目	数値	
手話通訳者派遣実績（団体派遣）（件）	現状	693 件（H25 年度）
	中間値	1,048 件（H28 年度）
		867 件（R1 年度）
	目標	1,400 件（R5 年度）
手話講座等受講者（人）	現状	1,242 人（H25 年度）
	中間値	1,830 人（H28 年度）
		2,176 人（R1 年度）
	目標	2,500 人（R5 年度）

(3) 生活環境

項目	数値	
一定の旅客施設のバリアフリー化率（鉄軌道駅）（%）	現状	100%（R4 年度）
	目標	100%（R8 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（園路及び広場）（%）	現状	55%（R4 年度）
	目標	63%（R8 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（駐車場）（%）	現状	60%（R4 年度）
	目標	70%（R8 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（便所）（%）	現状	50%（R4 年度）
	目標	55%（R8 年度）
車両等のバリアフリー化率（鉄軌道車両のバリアフリ	現状	71%（R4 年度）

(3) 生活環境

項目	数値	
一定の旅客施設のバリアフリー化率（鉄軌道駅）（%）	現状	75%（H26 年度）
	中間値	100%（H28 年度）
		100%（R1 年度）
	目標	100%（R5 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（園路及び広場）（%）	現状	46%（H24 年度）
	中間値	49%（H28 年度）
		52%（R1 年度）
	目標	60%（R5 年度）
都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリア	現状	57%（H24 年度）

一化率) (%)	目標	71% (R8年度)	アフリー化率(駐車場) (%)	中間値	59% (H28年度)
路線バスのバリアフリー化率(ノンステップバスの導入率) (%)	現状	93% (R4年度)	都市公園における園路及び広場, 駐車場, 便所のバリアフリー化率(便所) (%)	目標	60% (R1年度)
	目標	93% (R8年度)		目標	62% (R5年度)
高速バスのバリアフリー化率(リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率) (%)	現状	0% (R4年度)		現状	33% (H24年度)
	目標	25% (R8年度)	中間値	36% (H28年度)	
福祉タクシー(UDタクシーを含む)の導入台数(台)	現状	247台 (R4年度)	目標	40% (R1年度)	
	目標	247台 (R8年度)	目標	45% (R5年度)	
共同住宅のうち, 道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 (%)	現状	10.2% (R4年度)	車両等のバリアフリー化率(鉄軌道車両のバリアフリー化率) (%)	現状	71% (H25年度)
	目標	28% (R8年度)	中間値	71% (H27年度)	
高齢者(65歳以上の者)が居住する住宅のバリアフリー化率(高度のバリアフリー化率) (%)	現状	14.9% (R4年度)	目標	71% (H30年度)	
	目標	26% (R8年度)	目標	71% (R5年度)	
既存県有施設のバリアフリー化率 (%)	現状	66.7% (R4年度)	路線バスのバリアフリー化率(ノンステップバスの導入率) (%)	現状	49% (H25年度)
	目標	100% (R8年度)	中間値	55% (H27年度)	
既存市町村有施設のバリアフリー化率 (%)	現状	36.8% (R4年度)	目標	76% (R1年度)	
	目標	52.6% (R8年度)	目標	85% (R5年度)	
障がい者等の入居しやすい賃貸住宅の登録戸数(戸)	現状	81戸 (R4年度)	高速バスのバリアフリー化率(リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率) (%)	現状	3% (H24年度)
	目標	200戸 (R8年度)	中間値	3% (H27年度)	
			目標	0% (R1年度)	
			目標	25% (R5年度)	
			福祉タクシー(UDタクシーを含む)の導入台数(台)	現状	72台 (H24年度)
			中間値	69台 (H27年度)	
			目標	256台 (R1年度)	
			目標	256台 (R5年度)	
			共同住宅のうち, 道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 (%)	現状	8.6% (H20年度)
			中間値	7.2% (H28年度)	
			目標	10.2% (R1年度)	
			目標	28% (R5年度)	



高齢者（65歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（高度のバリアフリー化率）（％）	現状	9.3%（H20年度）
	中間値	9.8%（H28年度）
		14.9%（R1年度）
目標	26%（R5年度）	
既存県有施設のバリアフリー化率（％）	現状	55.2%（H26年度）
	中間値	62.1%（H28年度）
		62.1%（R1年度）
目標	100%（R5年度）	
既存市町村有施設のバリアフリー化率（％）	現状	31%（H25年度）
	中間値	31%（H28年度）
		31%（R1年度）
目標	47%（R5年度）	
障がい者等の入居しやすい賃貸住宅の登録戸数（戸）	現状	1,037戸（H25年度）
	中間値	1,306戸（H28年度）
		1,310戸（R1年度）
目標	1,700戸（R5年度）	

(4) 雇用・就業等

項目	数値	
産業人材育成センターの修了者における就職率（％）	現状	100%（R4年度）
	目標	100%（R8年度）
障がい者の委託訓練修了者における就職率（％）	現状	30%（R4年度）
	目標	80%（R8年度）
就労継続支援B型の平均工賃月額（円）	現状	20,378円（R4年度）
	目標	33,000円（R8年度）
一般の民間企業の障がい者雇用率	現状	2.39%（R4年度）
	目標	2.70%（R8年度）

(4) 雇用・就業等

項目	数値	
産業人材育成センターの修了者における就職率（％）	現状	100%（H25年度）
	中間値	100%（H28年度）
		100%（R1年度）
目標	80%（R5年度）	
障がい者の委託訓練修了者における就職率（％）	現状	78.2%（H25年度）
	中間値	60%（H28年度）
		33%（R1年度）
目標	80%（R5年度）	

公的機関の障がい者雇用率 知事部局（企業局含）（％）	現状	3.42%（R4年度）	就労継続支援B型の平均工賃月額（円）	現状	17,090円（H28年度）
	目標	法定雇用率の概ね1割を上回ることを目標（R8年度）		中間値	19,481円（R1年度）
公的機関の障がい者雇用率 病院局（％）	現状	2.77%（R4年度）	一般の民間企業の障がい者雇用率	現状	2.28%（R1年度）
	目標	法定雇用率達成（R8年度）		実績	2.28%（R1年度）
公的機関の障がい者雇用率 県教育委員会（％）	現状	2.74%（R4年度）	公的機関の障がい者雇用率 知事部局（企業局含）（％）	現状	2.65%（H26年度）
	目標	法定雇用率達成（R8年度）		中間値	3.17%（H28年度） 3.25%（R1年度）
公的機関の障がい者雇用率 県警察本部（％）	現状	3.21%（R4年度）	公的機関の障がい者雇用率 病院局（％）	現状	2.43%（H26年度）
	目標	法定雇用率達成（R8年度）		中間値	2.52%（R1年度）
公的機関の障がい者雇用率 市町村（％）	現状	2.97%（R4年度）	公的機関の障がい者雇用率 県教育委員会（％）	現状	2.54%（H26年度）
	目標	法定雇用率達成（R8年度）		中間値	2.60%（H28年度） 2.16%（R1年度）
障害者就業・生活支援センターにおける就職件数（利用者の就職件数）（件）	現状	250件（R4年度）	公的機関の障がい者雇用率 県警察本部（％）	現状	2.62%（H26年度）
	目標	260件（R8年度）		中間値	2.60%（H28年度） 2.27%（R1年度）
障害者職業・生活支援センターにおける半年後定着率（％）	現状	89.8%（R4年度）	目標	法定雇用率達成（R5年度）	
	目標	90%（R8年度）			
(5) あいサポート運動の推進等					
項目	数値				
あいサポーター数（人）	現状	624,848人（R4年度）			
	目標	730,000人（R8年度）			

	公的機関の障がい者雇用率 市町村 (%)	現状	2.24% (H26年度)
		中間値	2.34% (H28年度)
			2.56% (R1年度)
	目標	法定雇用率達成 (R5年度)	
	障害者就業・生活支援センターにおける就職件数 (利用者の就職件数) (件)	現状	203件 (H25年度)
		中間値	203件 (H28年度)
			230件 (R1年度)
	目標	245件 (R5年度)	
	障害者職業・生活支援センターにおける半年後定着率 (%)	現状	91% (H24年度)
		中間値	85.6% (H27年度)
			85.5% (R1年度)
	目標	80% (R5年度)	
(5) あいサポート運動の推進等			
項目		数値	
あいサポーター数 (人)		現状	370,351人 (H28年度)
		中間値	544,116人 (R1年度)
		目標	575,000人 (R5年度)